

第1 趣旨

この要領は、兵庫県警察における通訳（翻訳、手話及び点訳を含む。以下同じ。）の能力を有する者（以下「通訳員」という。）の運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2 通訳員の区分

通訳員の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センター通訳員 刑事部組織犯罪対策局国際捜査課通訳センター（以下「通訳センター」という。）に勤務する警察職員の通訳員をいう。
- (2) 指定通訳員 警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する警察職員の通訳員をいう。
- (3) 部外通訳員 警察職員以外の通訳員をいう。
 - ア 登録通訳員 部外通訳員のうち、本部長が登録しているものをいう。
 - イ 登録外通訳員 部外通訳員のうち、本部長が登録していないものをいう。

第3 通訳センターの任務

通訳センターは、警察活動の円滑な遂行に資するため、通訳及び語学教養に関する事務を行うことを任務とする。

第4 通訳事務担当者

- 1 所属に、通訳事務担当者を置く。
- 2 通訳事務担当者は、警察本部の所属（警察学校を含む。）にあっては、次席、次長、副隊長又は副校長、警察署にあっては副署長をもって充てる。
- 3 通訳事務担当者は、所属長の指揮を受け、通訳の要請、指定通訳員の派遣等通訳員の運用に関する事務を行うものとする。

第5 指定通訳員

1 指定

- (1) 所属長は、所属の警察職員のうち、次に掲げる要件に該当する者を、本部長に推薦（通訳センター経由。以下同じ。）するものとする。
 - ア 通訳の能力を有すること。
 - イ 責任感がおう盛で、体力及び気力が充実していること。
- (2) 本部長は、前記(1)の推薦があった場合において、指定通訳員として指定することが適当であると認めるときは、刑事部長が定める様式の指定通訳員指定書により、指定するものとする。

2 解除

- (1) 指定通訳員の所属する所属の長（以下「指定所属長」という。）は、所属の指定通訳員が健康、適性その他の理由により、任務を遂行することができないと認めるときは、指定の解除を本部長に要請（通訳センター経由。以下同じ。）するものとする。
- (2) 本部長は、前記(1)の要請があった場合において、指定を解除する必要があると認

めるときは、刑事部長が定める様式の指定通訳員解除通知書により、指定を解除するものとする。

- (3) 指定通訳員が、人事異動（所属における配置換えを含む。以下同じ。）により、看守勤務員になったときは、指定通訳員の指定が解除されたものとみなす。

3 異動の報告

指定所属長は、所属の指定通訳員が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、本部長に報告（通訳センター経由。以下同じ。）するものとする。

- (1) 人事異動があったとき。
- (2) 外国語技能検定級位の変更等があったとき。

4 指定通訳員名簿

刑事部組織犯罪対策局国際捜査課長（以下「国際捜査課長」という。）は、指定通訳員の指定、解除又は異動があったときは、刑事部長が定める様式の指定通訳員名簿により、所属長に通知するものとする。

第6 登録通訳員の登録及び解除

1 登録

- (1) 所属長は、次に掲げる要件に該当する者を、本部長に推薦するものとする。
 - ア 通訳の能力を有すること。
 - イ 警察に対する理解と協力の姿勢を有すること。
 - ウ 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
 - エ 健康で活動力を有すること。
- (2) 本部長は、前記(1)の推薦があった場合において、登録通訳員として登録することが適当であると認めるときは、刑事部長が定める様式の登録通訳員名簿により、登録するものとする。
- (3) 本部長は、前記(2)により登録したときは、通訳員が遵守しなければならない事項を徹底した上、刑事部長が定める様式の部外通訳員誓約書の裏面の通訳員の遵守事項及び個人情報取扱確認事項を当該通訳員に確認させ、部外通訳員誓約書を徴するとともに、当該部外通訳員誓約書の写しを当該登録通訳員に交付するものとする。

2 解除

本部長は、登録通訳員が次に掲げるいずれかの事項に該当するときは、登録を解除するものとする。

- (1) 登録通訳員から辞意の申入れがあったとき。
- (2) 健康、適性その他の理由により、任務を遂行できないと認めるとき。

第7 通訳要請等

- 1 所属長は、通訳を必要とする事案が発生した場合において、所属に指定通訳員がいないとき、又は所属の指定通訳員では通訳に不足が生ずるときは、刑事部長が定める様式の通訳員要請書により、本部長に要請するものとする。この場合において、急を要するときは、口頭により要請を行った後、速やかに当該要請書を送付するものとする。
- 2 本部長は、前記1の要請があった場合において、必要があると認めるときは、通訳員の中から適任者を選任の上、通訳を行わせるものとする。

第8 指定通訳員及び部外通訳員の派遣等の手続

1 指定通訳員

- (1) 本部長は、前記第7の1の要請があった場合において、指定通訳員を派遣する必要があると認めるときは、当該指定通訳員の所属する所属の長（以下「派遣所属長」という。）に対して、刑事部長が定める様式の指定通訳員派遣命令書により、指定通訳員の派遣を命ずるものとする。
- (2) 前記(1)により派遣された指定通訳員は、当該指定通訳員の派遣を要請した所属の長（以下「要請所属長」という。）の指揮を受けるものとする。
- (3) 指定通訳員の派遣期間は、12日以内とする。ただし、要請所属長は、派遣期間を延長する必要があると認めるときは、本部長に要請するものとする。
- (4) 本部長は、前記(3)のただし書による要請があった場合において、派遣期間を延長する必要があると認めるときは、要請所属長及び派遣所属長にその旨を通知するものとする。

2 登録通訳員

本部長は、前記第7の1の要請があった場合において、センター通訳員及び指定通訳員では通訳に不足が生ずると認めるときは、登録通訳員を派遣するものとする

3 登録外通訳員

本部長は、前記第7の1の要請があった場合において、センター通訳員、指定通訳員及び登録通訳員では通訳に不足が生ずると認めるときは、登録外通訳員を選任し、当該要請をした所属長に通知するものとする。

第9 運用時における部外通訳員への指導及び遵守事項等の告知

- 1 所属長は、第8の2又は3により、派遣又は通知を受けた部外通訳員に通訳を依頼するときは、通訳員が遵守しなければならない事項を徹底した上、部外通訳員誓約書の裏面の通訳員の遵守事項及び個人情報取扱確認事項を当該登録通訳員に確認させ、部外通訳員誓約書を徴するとともに、当該部外通訳員誓約書の写しを当該登録通訳員に交付するものとする。
- 2 前記1の場合において、同一事案で同一の部外通訳員を複数回にわたって運用するときは、2回目以降の運用時は部外通訳員誓約書の作成を省略できるものとする。

第10 通訳員運用結果報告書

所属長は、通訳員（センター通訳員を除く。）による通訳が終了した場合において、指定通訳員による通訳が終了したときは刑事部長が定める様式の指定通訳員運用結果報告書により、部外通訳員による通訳が終了したときは刑事部長が定める様式の部外通訳員運用結果報告書により、速やかに本部長に報告するものとする。

第11 運用上の留意事項

所属長は、通訳員の運用に関して、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 派遣を受けた通訳員を、通訳以外の業務に従事させないこと。
- (2) 通訳員の業務に伴う事故防止について、十分配慮すること。

第12 教養訓練

- 1 国際捜査課長は、警察職員の語学能力の向上を図るため、必要な教養を行うものとする。
- 2 所属長は、所属の警察職員を前記1の教養に積極的に参加させる等警察職員の語学能力を向上させるよう努めなければならない。